

京都市告示第656号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年2月12日

京都市長 松井孝治

道 路 の 種 類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名            | 区間  | 旧新別 | 延長            | 敷地の幅員               |
|----------------|---|-----|---------------|---------------------|
| 山科四ノ宮<br>経7号線  | 山科区四ノ宮柳山町11番地の1地先から<br>同区四ノ宮山田町43番地地先まで   | 旧   | メートル<br>36.00 | メートル<br>3.82 ~ 7.50 |
|                |   | 新   | 36.00         | 3.82 ~ 7.50         |
| 山科四ノ宮<br>経10号線 | 山科区四ノ宮川原町21番地の1地先から<br>同区四ノ宮山田町8番地の11地先まで | 旧   | 136.70        | 3.73 ~ 4.89         |
|                |   | 新   | 136.70        | 3.73 ~ 8.82         |

(建設局土木管理部道路明示課)